

毎月の自己負担の上限は、その方の収入によって設定されています。1ヶ月当たりの医療費の自己負担が高額になった時、世帯の負担上限額を超える金額が高額療養費として支給されます。今年度8月に70歳以上の方のうち、年収約156万円以上の方の医療の自己負担の上限が見直されました。

◇70歳以上の方の自己負担の上限額(月額) ◇

所得区分	年収の目安	窓口負担	外来の上限額	外来 + 入院の上限額
			(個人ごと)	(世帯ごと)
現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)	約370万円から	3割	44,400円	80,100円
			↳ 57,600円	+ (総医療費 - 267,000) × 1%
一般	約370万円	2割	12,000円	44,400円
	～	または	↳ 14,000円	↳ 57,600円
	約156万円	1割	年間上限144,000円	<多回数44,400円※>
住民税非課税世帯		1割	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)				15,000円

※過去12ヶ月に3回以上、上限に達した場合、4回目から上限額が44,400円に下がります。

70歳未満の方も所得に応じて自己負担額が設定されています。事前に限度額適応認定証の申請することで、窓口では、自己負担額以上の支払いは必要ありません。申請先は、加入されている保険者へお願い致します。

◎国民健康保険 ⇒ 各市町村役場

◎ 社会保険 ⇒ 会社または全国健康保険協会各支部

詳しくは【高額療養費について】の案内をご用意しておりますので、受付または医事課スタッフまでお問い合わせください。

一之瀬脳神経外科病院 医事課まで 電話 0263-48-3300